破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第２７９号
岡山県倉敷市茶屋町早沖１番地２　セジュールステアＡ101号
債務者　宮下　　清
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西尾　史恵
4　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成22年９月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第２０９号
茨城県つくばみらい市谷井田901番地
債務者　町田　　弘
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井出　晃哉
4　破産債権の届出期間　平成22年８月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０２９号
名古屋市南区元塩町１丁目36番地の３　ホワイトキャッスル南ケ丘Ｃ棟1101号
債務者　尾崎　文雄
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙柳　　元
4　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３６９号
愛媛県松山市来住町896－１　アーバンハイツ若岡402号室、住民票上の住所愛媛県松山市土居町642番地４
債務者　片岡　政茂
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第３７０号
愛媛県松山市来住町896－１　アーバンハイツ若岡402号室、住民票上の住所愛媛県松山市土居町642番地４
債務者　片岡　美鈴
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第５９号
福岡県柳川市下宮永町字小前743番20、住民票上の住所福岡県柳川市有明町16番地７
債務者　原田　大輔
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中健太郎
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１５７号
福島県いわき市好間町下好間叶田77－１、住民票上の住所福島県いわき市常磐湯本町宝海112番地の８
債務者　山田　　歩
1　決定年月日時　平成22年７月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菅田　貴博
4　破産債権の届出期間　平成22年８月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月24日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第７６号
鹿児島県鹿屋市横山町1951番地４
債務者　塚元　常之
1　決定年月日時　平成22年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤枝紘一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第４０９号
茨城県ひたちなか市大字枝川237番地
債務者　箕輪　保男
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　道夫
4　破産債権の届出期間　平成22年８月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月15日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０１４号
名古屋市中川区五女子１丁目１番８号　ユニーブル五女子303号
債務者　牛田　　毅
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　雅宜
4　破産債権の届出期間　平成22年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９６７号
愛知県瀬戸市熊野町89番地　熊野荘301
債務者　野村　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　芳朗
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８４号
大阪府南河内郡太子町聖和台４丁目３番地の６
債務者　目黒　健一
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥岡　眞人
4　破産債権の届出期間　平成22年９月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０１７号
札幌市豊平区月寒西１条７丁目２番５号
債務者　藤中　良子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成22年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濱崎　　亮
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６号
長野県上田市長瀬1363番地21
債務者　藤林　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝澤　修一
4　破産債権の届出期間　平成22年８月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月27日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成22年10月20日まで
長野地方裁判所上田支部